

ご存知ですか?

消費税転嫁対策特別措置法について

消費税の円滑かつ適正な転嫁のために(転嫁対策特別措置法)

平成9年以来、長らく増税のなかった消費税ですが、税率8%への引き上げが、いよいよ本年4月から実施されます。税率引き上げは多くの中小企業等にとって深刻な問題となります。その一つが、適正に価格転嫁ができないことにより中小企業等が実質的に消費税の負担を強いられるといった、中小企業等へのしわ寄せなどです。そこで、このような事態を回避すべく、平成25年10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。本稿では、消費税増税に備えて、中小企業等の円滑な消費税の価格転嫁を促進する「消費税転嫁対策特別措置法」について、その内容をご説明します。

■「消費税転嫁対策特別措置法」とは?

「消費税転嫁対策特別措置法」とは、平成26年4月からの消費税率引き上げにともない、中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買いたたきなどにより消費税の転嫁(消費税分を上乗せすること)を拒否することを禁止すること等を定めた法律で、平成25年10月1日から施行されました。但し、平成29年3月31日までの期間限定の制度です。

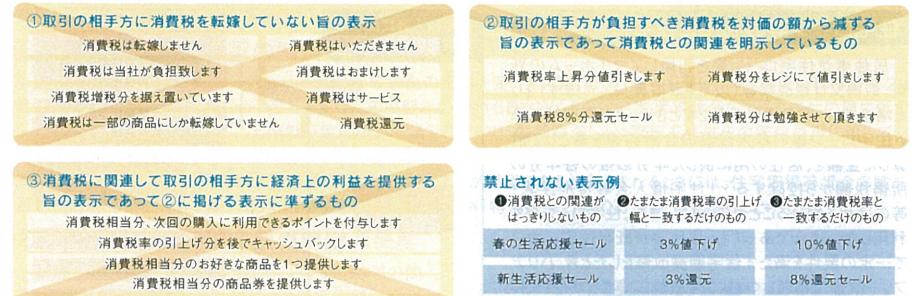
「消費税転嫁対策特別措置法」のポイントをまとめると下図の通りとなります。



(2) 消費税の転嫁を阻害する表示の禁止

[禁止される表示の類型および具体例]

事業者が消費税を負担しているかのような誤認を消費者に対して与えたり、納入業者への買いたたきや競合する小売事業者の転嫁を阻害したりしないよう、消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。事業者が禁止される表示の類型は3つで、具体例は次の通りとなります。



(3) 総額表示義務の特例

総額表示義務は、消費者に商品の販売等を行う事業者が値札やチラシ等に価格を表示する際、消費税額を含めた価格を表示しなければならない制度ですが、値ごろ感の維持、事務負担の軽減策として、特例により下記のような表示が認められます。



(4) 転嫁方法、表示方法の決定に関するカルテルの容認

カルテルは、事業者等が商品の価格等を共同で取り決める行為をいい、独占禁止法では自由な競争を阻害するとして禁止されている行為ですが、公正取引委員会への事前届出を条件に、「転嫁方法」「表示方法」についてのカルテルを行うことができます。

